

和光市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知に関する要綱

(目的)

第1条 この告示は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）又は戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定により住民票の写し等を第三者に交付した場合において、事前に登録をした者に対し、その交付の事実を通知すること（以下「本人通知」という。）により、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 住基法の規定による住民票の写し（住基法第7条第5号に掲げる事項又は同法第30条の45に規定する国籍等が記載されたものに限る。以下「本籍又は国籍等記載に限る。」という。）、住民票に記載した事項に関する証明書（本籍又は国籍等記載に限る。）、消除された住民票の写し（本籍又は国籍等記載に限る。）、消除された住民票に記載した事項に関する証明書（本籍又は国籍等記載に限る。）、戸籍の附票の写し及び消除された戸籍の附票の写し

(2) 戸籍法の規定による戸籍の謄本又は抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面、除かれた戸籍の謄本又は抄本、除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書及び磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面

2 この告示において「第三者」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 住基法第12条第1項又は第20条第1項の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人

(2) 住基法第12条の3又は第20条（第1項及び第2項を除く。）の規定により住民票の写し等が必要である旨の申出をする者

(3) 戸籍法第10条第1項（同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人

(4) 戸籍法第10条の2（第2項を除く。）（同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等を請求する者

(登録の対象者)

第3条 本人通知を受けることができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 住基法の規定により本市の住民基本台帳又は戸籍の附票及び消除された住民基本台帳又は除かれた戸籍の附票に記録されている者

(2) 戸籍法の規定により本市が作成した戸籍及び除かれた戸籍に記録されている者

2 前項の規定にかかわらず、死亡した者、失踪の宣告を受けた者及び国外に転出をした

者は、対象としない。

(登録の申込み等)

第4条 前条に規定する対象者で本人通知を希望する者（以下「申込者」という。）は、あらかじめ和光市本人通知登録申込書（様式第1号。以下「登録申込書」という。）により、市長に登録を申込みなければならない。

2 申込者は、前項の規定による申込み（以下「申込み」という。）が申込者本人によるものであることを証するため、運転免許証、健康保険の被保険者証その他市長が本人であることを証することができる書類として認めたもの（以下「本人確認書類」という。）を提示しなければならない。

3 申込みを代理人により行うときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。この場合において、代理人は、当該申込みをする者が代理人本人であることを証するため、本人確認書類を提示し、又は提出しなければならない。

(1) 法定代理人 戸籍謄本その他法定代理人であることを証明できる書類。ただし、公簿等により法定代理人であることが確認できる場合は、これを省略することができる。

(2) 法定代理人以外の者（申込者と同一の世帯に属する者を除く。） 委任状

4 申込みは、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）により行うことができる。

5 前項の規定により申込みを郵便等により行うときは、当該申込みをする者が申込者（代理人により行うときは、代理人）本人であることを証するため、本人確認書類の写しを登録申込書に添付しなければならない。

(登録)

第5条 市長は、申込みがあった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、和光市本人通知登録者名簿（様式第2号。以下「登録者名簿」という。）に登録するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録者名簿に登録したときは、登録をした者（以下「登録者」という。）であることを確認できるよう必要な措置を講じなければならない。

3 市長は、代理人又は郵便等により申込みを行った登録者に対しては、第1項の規定による登録をした旨を和光市本人通知制度登録完了通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(登録の変更等)

第6条 登録者は、氏名、住所、本籍その他登録をした内容に変更が生じたとき、又は登録を廃止しようとするときは、和光市本人通知登録（変更・廃止）届出書（様式第

4号)により市長に届け出なければならない。

2 第4条第2項から第5項までの規定は、前項の規定による届出について準用する。

(本人通知)

第7条 市長は、第三者からの請求又は申出により登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、和光市住民票の写し等交付通知書(様式第5号。以下「通知書」という。)により当該登録者にその旨を通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 住基法第12条の3第4項第5号(同法第20条第5項の規定により準用する場合を含む。)の政令で定める業務に係る申出により交付したとき。
- (2) 戸籍法第10条の2第4項各号又は第5項(同法第12条の2の規定により準用する場合を含む。)に掲げる業務に係る請求により交付したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別な事情がある申出又は請求と認めたとき。

2 通知書には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 住民票の写し等の交付年月日
- (2) 交付した住民票の写し等の種別及び通数又は件数
- (3) 交付請求者の代理人又は第三者の別

(登録の廃止)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を廃止するものとする。

- (1) 第6条第1項の規定による廃止の届出があったとき。
- (2) 通知書が返戻されるなど、第6条第1項の規定による変更の届出がされていないことを市が把握したとき。
- (3) 住民票の写し等が保存期間を経過したとき。
- (4) 登録者が死亡し、失踪の宣告を受け、又は国外に転出したことを知ったとき。
- (5) 登録者の居住地が判明せず、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により住民票が職権消除されたことを知ったとき。
- (6) 虚偽の申込みによる登録その他市長が特に登録を廃止する必要があると認めたとき。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年6月1日から施行する。

附 則(平成25年告示第112号)

(施行期日)

1 この告示は、平成25年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に改正前の和光市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知に関する要綱第5条第1項の規定により和光市本人通知制度登録者名簿に登録されている者は、この告示による改正後の和光市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知に関する要綱第5条第1項の規定により和光市本人通知制度登録者名簿に登録されている者とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の和光市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知に関する要綱の規定は、この告示の施行の日以後に行われる登録の申込みから適用し、同日前行われた登録の申込みについては、なお従前の例による。